○えびの市お試し滞在助成金交付要綱

|  |
| --- |
| （平成２６年３月２５日えびの市告示第２５号） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成２７年３月３０日告示第６４号 | 平成２８年３月２８日告示第４８号 | | 平成２９年３月２９日告示第４７号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

（趣旨）

第１条　この告示は、本市の定住人口の増加を図るため、本市への移住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行う者に対し、宿泊料及びレンタカー借上料の一部を助成するものとし、その助成について、えびの市補助金等交付規則（昭和５１年えびの市規則第２３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第２条　助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市外に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する活動（以下「助成対象活動」という。）を行うものとする。

（１）　本市への移住を目的として、市内で住居又は仕事を探す活動

（２）　本市への移住を目的として、市内の地域情報を収集する活動

（助成金の額等）

第３条　助成対象者が、助成対象活動のために市内の宿泊施設（旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）の営業許可の適用を受ける施設に限る。）に宿泊した場合の助成額は、１人当たり１泊宿泊料の２分の１以内とし、１０泊分を限度とする。ただし、１泊当たりの助成額は、１人３,０００円を上限とする。

２　助成対象者とともに助成対象活動を行う同行者が前項の宿泊施設に宿泊する場合の助成額は、前項に定める額と同額とする。ただし、同行者の数は１名までとする。

３　助成対象者が、助成対象活動のためにレンタカーを借り上げた場合の助成額は、借上料の２分の１以内とし、３０,０００円を限度とする。

４　助成金額に１,０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第３条の規定にかかわらず、えびの市お試し滞在助成金交付申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に申請者の現住所を証する書類の写しを添えて、交付を受けようとする宿泊日の前日から起算して７日前までに市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定等）

第５条　市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第７条の規定にかかわらず、えびの市お試し滞在助成金交付決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　助成金の交付決定を受けた者は、助成対象活動が終了したときは、えびの市お試し滞在助成金活動報告書兼宿泊証明書（別記様式第３号。以下「活動報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　宿泊料の領収書の写し（宿泊証明書に証明がない場合のみ）

（２）　レンタカー借上料の領収書の写し（レンタカーを借り上げた場合のみ）

（助成金の交付）

第６条　市長は、活動報告書の提出があったときは、助成金の額を確定するものとする。

２　前項の確定を受けた者は、えびの市お試し滞在助成金請求書（別記様式第４号）により助成金を請求するものとする。

（実績報告）

第７条　規則第１４条第１項の規定による報告は、活動報告書の提出をもって代えることができる。

（委任）

第８条　この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３０日告示第６４号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２８日告示第４８号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２９日告示第４７号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第４条関係）

えびの市お試し滞在助成金交付申請書

[別紙参照]

様式第２号（第５条関係）

えびの市お試し滞在助成金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第３号（第５条関係）

えびの市お試し滞在助成活動報告書兼宿泊証明書

[別紙参照]

様式第４号（第６条関係）

えびの市お試し滞在助成金請求書

[別紙参照]